
清代台湾の「番割」と漢・番関係

LIN SHUMAY

Fan Ge of Taiwan: Relations Between the Han and the Aborigines in the Qing Dynasty

一 はじめに——先行研究の回顧と残された課題

かつて台湾の歴史は約400年に及ぶ漢人の開拓史——漢人中心史観——として語られるのが常であった。しかし近年、かかる歴史観への反省から台湾の研究者を中心に、漢人移住以前より台湾本島・周辺島嶼に居住していた非漢族系の原住民¹を含めた歴史、すなわち漢・番関係の研究が積極的に進められ、歴史学の新たな分野として関心を集めている。

原住民は清朝治下では「番人」と称され、次の二点を基準として「生番」と「熟番」とに区別されていた。第一に、清朝との政治的な距離関係。清朝の統治下に在る原住民を熟番、統治外のものを生番と呼んだ。ここにいう統治とは徭役・納税義務の負担、清朝の法律（清律）の適用を意味する。第二に、中国文明の教化受容の度合い。全く受容していない者を生番、ある程度受容し漢人に近いと考えられた者を熟番と称した〔唐立2001：16〕²。

本稿では、これら原住民のうち生番を取り上げ、生番・漢人間の交易関係を中心に検討する。しかし史料上の制約から、かかる課題を扱った研究は極めて少ない。そうした中で唯一考察対象とされたのが「番界（土牛、土牛溝）」と呼ばれる、漢人・生番間の居住空間を区画した境界線であった。番界は康熙61年（1722）年に清朝によって初めて画定され、漢人はこれを越えて進入・開墾してはならぬと法律上禁じられた³。番界は清末の開山撫番政策⁴を迎えるまで約150年間存続したから、その間漢人と生番は制度上没交渉であったことになる。しかし施添福氏の研究によれば、番界は康熙61年以降、数回にわたって再画定されている〔施1990〕。これは実際には漢人の越境・開墾が必ずしも十分には取締られなかったことを意味し、結果として番界は漸次東へと移動していったと考えられる。つまり番界の画定によって、制度上漢人と生番は棲み分けされ、接触は断絶されたはずであったが、実際には水面下で着実に進行しつつあったのである。

そこで筆者が着目したのが「番割」と呼ばれた人々である。番割についてはこれまで若干の研究者が言及してきたが、「漢人・生番間の非合法の交易上の仲介者」と理解されるに止まっている〔伊能1928（下）、戴1979、松澤1991、張1998、中村1999、林玉茹2000、菊池2003〕。以下では、地方志・文集の記事を中心に分析し、「漢人・生番間の非合法の交易上の仲介者」として活動した番割の実態について初歩的な考察を行うことにしたい。

二 番割とは何か

そもそも番割とは何かを問う時、漢人側が当時の「番」を如何に認識していたか、ある程度理解しておく必要がある。下の史料は道光2～8年（1822～1828）在任の北路理番同知⁵鄧伝安が著した『れいそくいしやう蠡測彙鈔』「台湾番社紀略」の記事である。「理番」の対象は熟番に限られていたとはいえ、当然に生番についても最も情報を知りうる立場に在ったと思われる。彼は台湾の「番」を次のように説明している⁶（①②は行論の都合上、筆者が付した）。

①台湾は四面を海に囲まれ、雄大な山が南北に走っている。山の西側は漢人と番人とが雑居しており、山の東側は番人のみで漢人は居らず、番の聚落は社と曰い、山の東西の間には番界を画定した。②番界の内（西）側の番（界内番）は平地や近山に居住し、皆な熟番である。番界の外（東）側の番（界外番）は帰化であれ未帰化であれ、皆な生番である。

まず①台湾を南北に走る中央山脈を境界線＝番界として、西側は漢人と番人、東側は番人のみの居住区域となっている。②「番」は番界を境界として「界内番」と「界外番」とに分類され、前者は漢人とともに番界の西側にすむ熟番、後者は番界の東側にすむ生番をさしている。さらに後者の生番には帰化と未帰化の区別があった。

では、この帰化・未帰化は何を基準として区別していたのか。鄧伝安は同書「番俗近古説」の中で以下のように述べている。

社丁は〔生〕番が必要とする品物を持って山に入り生番と交易する。品物は日用の飲食物であり、珍奇な物を貴ばず、日用品を卑しむことがない。これが生番が満足しやすい所以である。そもそも輸餉（納税）する番社は帰化番であって、輸餉せぬ番社は野番である。〔帰化〕生番は如何にして輸餉できるか。ただ社丁が交易から得た利益を官に税として納めただけである。危険を冒し利益に趨いて野番と交易する番割については、官憲の管理の及ぶところではない。

この史料から帰化・未帰化の基準が番餉⁷という税を納めているか否かに在ったことがわかる。ただし帰化生番は直接に清朝へ税を支払うわけではなく、社丁⁸が生番との交易から得た利益を税として納めていたのである。つまり官憲側が社丁に帰化生番との交易を許可する一種の交易税を番餉と称していたにすぎなかったと考えられる。一方、野番すなわち未帰化生番は、彼らが帰化していない以上、漢人との交易は禁じられていた。しかし実際には番割を通じて漢人と交易を行っていたのである。公認の社丁とは対照的に、番割の交易活動は非合法であり、ゆえに官憲の管理は及んでいなかった。

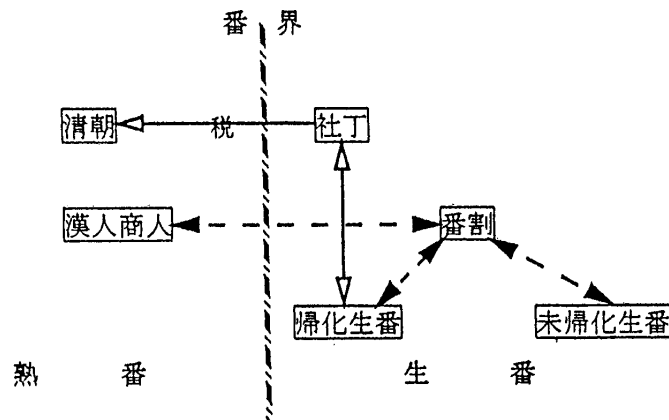
これら社丁と番割、つまり生番との交易活動に従事する二種類の仲介者について、同じく鄧伝安の記述を検討してみよう。〔A〕同書「水沙連紀程」と〔B〕同書「彰化県界外獅頭社潭中湧現小山記」には、次のように記されている。

〔A〕水沙連の帰化生番は計二十四社、彰化県の界外に在るので、生番と互市している社丁でなければそこに入ることはできない。番界を越えて勝手に開墾することについては、厳しく禁じられている。

〔B〕獅頭社は未帰化生番である。……その社は彰化県の界外にあるので、番割でなければ入ることは〔危険なので〕不可能である。

〔A〕では水沙連の帰化生番と社丁, 〔B〕では獅頭社の未帰化生番と番割, それぞれの交易上の対応関係が明確に表現されている。以上, これまでの検討から判明した番割をめぐる諸関係について社丁と比較しながら簡単なスケッチを行えば, 図1のようになる。まず番界を境界線として熟番と生番とに分類される。さらに生番と清朝・社丁・番割との関係に注目すれば, ①社丁は清朝の許可を得て生番と交易する。相手の生番を帰化生番という。交易相手として許可されていない生番は未帰化生番という⁹⁾。②未帰化生番と無許可で交易する者(非合法に交易に携わる以上, 未帰化生番のみならず, 帰化生番との私的な交易関係も否定できぬが), ないしは未帰化生番・漢人商人間の仲介を行う者を番割という。

図1 清朝治下における番割・社丁・生番関係概念図



なお, 番割という呼称の意味についてはこれまで検討されることがなかった。しかし「割」の語が何を意味するのかは重要である。かかる疑問に明確な解答を与えてくれる史料は皆無なため断定はできぬが, 推測は可能である。かつて東嘉生氏は「清代台湾の貿易と外国資本」(周憲文編『台湾経済史初集』台湾銀行経済研究室, 台湾研究叢刊第25種, 1954)の中で, 清代大陸・台湾間の沿岸貿易に従事していた商人の同業公会=郊行とその商品の台湾島内における流通網について考察し, 郊行が台湾に運搬した商品を「割店」と呼ばれる問屋に卸していたことに言及した〔温1981: 24〕。この「割」は明らかに「仕入れる」「卸す」の意味で用いられている(客家語にはこの意味は無いようであるから閩南語であろう)。従って, 番割の場合も生番から山林産物を仕入れ, それを漢人商人に卸す(当然にその逆も想定できるが, 生番から仕入れることの方が漢人側からすれば強調すべき点であったであろう), という行為を表現するものとして「割」の字が用いられたと考えておきたい。

以上, 簡単ではあるが, さしあたり番割とは「未帰化生番(時として帰化生番)と無許可で交易する者, ないしは未帰化生番・漢人商人間の仲介を行う者」であり, その「番割」という名称それ自体は「未帰化生番から山林産物を仕入れる」という行為を意味するものであったと考えておきたい。続いて以下では, この番割の実態について検討を進めていくことにしよう。

三 清朝中央・地方大官レベルの記述に見える番割

管見のかぎり、番割に関する記述は雍正7年（1729）にまで遡及することができ、少なくともそれまでに官憲側もこうした人々の存在を明確に認識していたと思われる。巡視台湾吏科掌印給事中臣赫碩色、巡視台湾兼理學政監察御史夏之芳（雍正6～8年在任）の上奏文から検討を加えていくことにしよう^{*10}。

一、〔生〕番・漢人間の境界について例を定めて厳禁すべきこと。査べたところ、台湾には〔熟・生〕番と漢人がともに居りますが、止だ各々本分に安んずるべきで互いに手を結んではなりません。熟番の場合は税（番餉）を納めて役に服しています^{*11}から、甚だ純朴であるといえますが、独り生番のみは性格が極めて事理に通ぜず愚かで、好んで人殺しを行っています。かつて境界を定めて、漢人（熟番も？）の出入りを禁止いたしました^しが、生番の害は絶えることがありませんでした。臣らがその事情を詳細に調べた結果、聞くところでは、従来より内地〔台湾において漢人・熟番の住む範囲をさす。福建省など内地をさすのではない〕の〔漢人の〕^{あくとう}奸民の内に、番語を学んで、生番の女を娶り、〔生番と〕親戚関係を結んで、生番の居住区域内に住んでいる者があり、さらに内地の塩・鉄・火薬などを生番に売りわたしています。以前に番社が所有していた^{ひょう}（手裏剣のような武器）・^{せん}（弓矢）などの物は極めて粗雑で、武器は多くはありませんでした。〔しかし〕現在搜し出した^{やう}鎗・刀・木牌などは頗る堅くて鋭い。さらに火薬や^{じゅう}鳥鎗なども持っていましたが、これらは恐らく漢人が生番の居住区域内に入って、彼らに教えたものでありましょう。今のうちに厳禁せねば、将来生番と漢人が結託し、深山に潜み隠れて、地方に与える影響は計り知れないことになります。臣らの愚見によれば、今後さらに厳しい例を定めて、生番との境界を画定し、熟番・漢人が〔生番の居住区域に〕出入りして商売することを許さぬようにいたしましょう。火薬・塩・鉄はすべてとりわけ厳しく検査して禁すべきであります。生番の番社に出入りする通事^{*12}はすべて追い払う。もし〔今後〕勝手に生番の居住区域内に入ったり、違禁物を販売したりする者があれば、定例によって厳しく処罰しましょう。地方官弁が容認したり查出できなかった場合も、その罪を倍にして処罰する。さすれば生番は害を為さず、地方も安心して暮らせることでありましょう。

赫碩色・夏之芳は番割の語こそ用いていないが、ここに登場する「内地奸民」の実体は明らかに後の番割と一致するものである。その特徴としては、①彼らは内地＝台湾西部平地の漢人であった^{*13}、②番語（生番の言語）を学び、番語に精通している、③生番の女を娶って、生番との間に親戚関係を結んでいる、④台湾西部平地の漢人居住区域ではなく、境界線を越えて生番の居住区域内に入って居住している、⑤塩・鉄・火薬など生番の居住区域内にはない物資^{*14}やさまざまな武器を輸出したり、武器の使い方を指導したりしていた、以上の五点を確認できる。雍正7年の時点で官憲側はすでに内地奸民＝番割とその活動についてある程度の情報を得ていたのであり、彼らが治安上の問題を惹起する可能性があることをも認識していた。道光六年（1836）の番割黄斗乃の事件^{*15}から考えれば、「今のうちに厳禁せねば、将来生番と漢人が結託し、深山に潜み隠れて、地方に与える影響は計り知れないことになります」という赫碩色・夏之芳の懸念は、図らずも的中したといえよう。

続いて、乾隆年間には番割の弊害が改めて指摘され、むしろ国家管理の下で生番との交易を許可すべきとする提案が現れるようになる。乾隆9年（1744）12月18日、福建布政使高山は「陳台湾事宜疏」（柯2001：379-381より転載）の中で、漢人による番地（生番・熟番）開墾を禁すべきこと、漢人・熟番と生番の間の境界は従来通り明確にすべきこと、熟番社の土目（番社が各自で私的に選んだ頭目）のうちから有能な者を選んで土司に任すべきことを述べた後、さらに以下の二点を掲げている^{*16}（段落の区切りは筆者による）。

一、生番の出入口（隘口）を見張るべきこと。……「漢奸（漢人の奸民）」が違禁物を携帯して内山に潜入し、私かに生番と交易するのを許してはならない。また生番が擅に居住区域から出て、悪事を為し、凶暴を逞しくするのも許してはならない。もし違う者があれば、即ちに捕縛する。

一、漢人・熟番と生番との貿易について〔許可し〕、日時を斟酌・決定すべきこと。査べたところ、生番は深山に居住しているので、〔彼らが〕日常必需品をすべて漢人に頼ること既に久しいものがあります。生番が所有する鹿皮・藤木は、すべて塩・布・茶・煙草などの〔必要な〕物品と交換していて、にわかには禁じ難いのです。ただし一年のうち、もし〔交易の〕日時を定めなければ、〔互いの〕出入り・往来に規則がないことになり、「漢奸」が〔生番を〕惑わし騙すことは避け難く、また凶暴な生番が物資を争って紛争を起こしやすくなるでしょう。今後は毎年一回、十月秋の収穫後を俟ち、当地の地方官が予め熟番の土司に通達して、熟番地から交易場として適当な場所を選ばせ日付を斟酌して決定し、生番・漢人及び通事（通訳できる者の意？）等に知らせ、各々品物を携帯し、その日に交易場まで来て、公正に価格を定めて互いに交易を行わせることにしましょう。さらに員・弁（下級の文武官）に委ねて土司と会い、社目（番社の土目）・兵役人らを伴ってその場で監督して不正行為を防がせ、交易期間はあわせて十日を越えてはならず、期限に至れば各々自らの区域に帰らせ、こっそり残ったり行方をくらますことをないようにすれば、漢人・熟番と生番は有をもって無とかえることができ、それぞれ便宜を得ることができましょう。

高山も番割の語を用いてはいないが、彼のいう「漢奸」も活動内容からしてまさに番割をさしていると考えて誤りあるまい。ここにも①漢奸＝番割は漢人であること、②違禁物を携えて生番と交易していること、以上の二点を確認できる。

ただし高山の上奏文で最も興味深いのは、漢人・生番間の交易が既成事実として扱われ、むしろこれをやむを得ぬものとして公認した上で管理体制を構築しようとしている点である。毎年一回、十月秋の収穫後に日時・場所を定め、地方官・土司等の監督下、漢人・生番の交易を許可する。それによって番割の活動を封じ込めようとしたと推定される。しかし九卿と乾隆帝の回答は高山の期待を大きく裏切るものであった^{*17}。

日時を斟酌して決定し漢人・生番間で交易させることの一節については、生番が従来より漢人・熟番と交易することなどありませんでした。もし生番を誘い出したならば、紛争・事件を惹起する恐れがあります。〔九卿といたしましては〕旧章に従って、惟だ内地の漢人・熟番が生番の居住区域に入って争いを起こすことのなきよう厳しく取締り、さらに深秋の頃には、生番がよく出入りする隘口を防がせ、生番が居住区域から出て害を為すことのないよう請願申し

上げます。土司の設置や、漢人・熟番と生番との交易については取り上げる必要ありません、と。皇帝の聖旨を得た。「よろしい。九卿の意見に従え」と。

史料を一見すれば明らかなおと、高山と九卿の見解は相違している。高山が漢人・生番間にすでに交易関係があったことを前提に立論しているのに対し、九卿はそれ自体を完全に否定し、また今後も交易を許可する必要性は全くないとしている。交易の公認がむしろ生番の越境につながることを危惧している。乾隆帝も九卿の見解に同意しており、生番との交易が正式かつ全面的に認められることはその後も無かったようである（ただし開発最前線では交易が黙認された場合があった。後述）。

これまで検討した二つの史料では番割の語が用いられていなかったが、管見のかぎり、番割の語それ自体の初出は嘉慶19年（1814）の事である。それは分巡台湾道糜奇瑜（嘉慶17～23年在任）が民衆に示した「勸民示稿」八箇条の中に見え、そこでは番割の弊害を指摘しつつ次のように述べられている^{*18}。

一、「番」の土地を奪い取ることを無くさせ、番民を安んずるべきこと。台湾はもともと「番」の土地であり、わが版図に帰した後、始めて境界を分け、「漢奸（漢人の^{あくど}奸民）」に禁じて番社に潜入し意のままに搾取してはならぬとした。いま訪^{しら}べたところでは、番語に通曉した者がいて、名づけて番割といい、いつも番社に出入りして、或いは銀錢を貸して高利を貪り、すべての牛・山羊・穀物を銀錢に変えさせた。或いは番佃（番民の小作人）の名に借りて田園（土地）を侵害し、甚しきに至っては通事・土目と結託して、私かに互いに〔土地^{*19}を〕授受しあったので、「番」の土地は日々少なくなり、社番は日々困窮するようになった。やむを得ず地方官に赴いて控訴すれば、又た胥吏・衙役に賄賂せねばならず、彼らの訴えは永遠にはらすことができない。

糜奇瑜のいう番割は、①漢人であること、②番語に通曉すること、以上の二点においてこれまでの検討結果と符合する。しかしここにいう「番」が以下の理由で生番より、むしろ熟番を想定すべきである点で大きく異なっている。第一に、銀錢を使用していること^{*20}、第二に、通事が登場すること^{*21}、第三に、地方官に訴え出ていること^{*22}である。番割の活動は非合法であるから、交渉相手は必ずしも生番に限定されなかったと考えられよう。

以上、清朝中央及び地方大官レヴェルの史料を検討してみると、番割はすでに雍正年間までにはその存在が認識されていた。彼らは「内地奸民」「漢奸」と表現される如く漢人と考えられ、生番に火薬・武器等の違禁物を輸出するなど非合法の交易に従事し、さらに番語（生番の言語）を習得し生番の女を娶って生番の居住区域内に居住するなど、生番との間に密接な関係を創り出していた。かかる番割の存在・活動は治安面において清朝の台湾統治をゆるがすものとして認識されていたのである。

四 開発最前線の在地社会における番割の役割

ところが、開発最前線に位置する在地社会に目を向けてみると、番割は必ずしも取締対象として認識されていないことに気づく。たとえば道光『^[10]瑪蘭志略』巻12、番市志には、以下のよう

記されている。

台湾全土は鄭氏政権の帰順後、夷（外国）の船舶と交易する場所がなくなった。惟だ内山の生番のみが狩猟を生業としているため、^{のろ}鹿や鹿の皮を持って出てくる。若干の無頼の漢人が、生番の言語を習得し、無許可で紅布・毛糸・砂糖・酒・塩を持ち込んで生番と交易を行っており、番割と呼ばれている。禁令が出されて久しく、地方では許されていない。独り^{ひと}噶瑪蘭庁のみは新しい開墾地であり、四方が生番の居住区域と接近しているので、かえって番割が生番を安撫する好都合な存在となっている。聞くところでは、市日を定めるのに、縄の結びの数によって計算するそうである。今もなお上古の風格がある。

噶瑪蘭庁は嘉慶15年（1810）に設置されたばかりの新開発地である〔廖1990：118〕。この記事は「番市」の項目に載せられているが、「番市」とは漢人と生番とが交易する互市を意味すると考えられ、「番市」には番割が出入りし布・砂糖・塩など日常生活品を持ち込んで生番の山林産物と交易していた。また「訂期（市日を定める）」の文言が見えるから、番割と生番との交易は決して臨時的なものではなく、定期市の形態を採って安定的に行われていたと推測される。このような生番との交易は、これまで検討してきた如く、非合法活動として当然に清朝の政策に違うこととなるが、噶瑪蘭庁のごとき開発の最前線ではむしろ生番との安定した関係に注意が払われ、「番市」が黙認されていたと考えられる。

やや時期は下るが、さらに咸豊『噶瑪蘭庁志』巻5（下）、風俗（下）、番情、生番には、次のような記述も見える。

生番の安撫について。嘉慶22年（1817）頃、〔噶瑪蘭通判〕^{てききん}翟淦（嘉慶17～22年在任）は生番安撫の方法を上申した。そこにはおおよそ以下のように記されていた。台湾の鳳山・嘉義二県には生番安撫の方法がある。嘉義県は阿里山八社の通事に委ねて、鳳山県は毎年官が安撫している。繰り返して考えてみれば、噶瑪蘭庁でもかかる方法に倣って、毎年生番に品物を与え、彼らの願望を満足させて番界から出て〔人々に〕害を与えさせないようにすれば、近山の平地の人々も安心して耕作したり薪をとったり放牧したりできましょう、と。すでに告示を出して番語に精通し番社のことをよく知っている人を招募し、安撫を実行しようとしたが、久しくしても応募する者が無かった。その原因を^し訪査べたところ、鳳山県や嘉義県の内山の各生番は、皆な或る一社が頭目と為っている。たとえば鳳山県の枋寮山後社は多くの社の生番の長であり、嘉義県では阿里山八社の生番の通事が彼らの長となっており、彼ら頭目と安撫を相談することができる。〔そうすることで〕各生番は俱な制約を受け、敢えて番界を出てもめ事を起こすことはない。噶瑪蘭庁の場合、内山は溪谷や小道が多い上、生番は種類（部族）が極めて多く、もともと〔全体を統率するような〕頭目も無い。……かりに一、二社の番語に通ずる者があっても、役には立たず、亦た畏れ萎縮して敢えて応募しようとはしない。〔そこで仕方なく〕惟だ内山に通ずる路の重要な場所にのみ、隘寮を建設し、隘丁を督率し^{*23}、懸命に防守させ、一方で再び各生番の言語に精通した番割を招募した。

ここからも噶瑪蘭庁が生番の安撫を重視していたことを看取できるが、噶瑪蘭庁の場合、生番の中には様々な部族があり、全体を統率しうるような頭目が存在しなかったために苦勞したようである。また生番との交渉役として番語・番社に精通する者を募集したが応募者が現れなかったのも同様の原因によると考えられ、やはり部族間の言語が異なっていたのであろう、一、二社の言語に通ずる程度では役に立たなかったし、むしろ通じない場合の方が恐ろしいと尻込みされたと思われる。しかしそうした中で再募集をかけた時、その対象となったのが番割であった。交易活動などで生番と密接な関係をもつ番割に現実的には頼らざるを得なかったと推測される。

もう一つ噶瑪蘭庁の例をあげておこう。咸豊『噶瑪蘭庁志』 卷5（下）、風俗（下）、番俗、附考には、以下のように記されている。

内山の生番は、粗野な性格で〔漢人と〕なかなか融和できず、家屋を焼き払い人を殺すことを、日常茶飯事のことと看做しているが、実際にはもめ事の原因は多くが漢人に由来するのである。佃戸が開墾したり（土地を奪う）、番割が占奪したり（生番の女性を奪う）するのである。……たとえば漢人の中でも、安定して生を楽しむ者は、家の中で安穩と過ごす。危険を冒して暴利を貪ろうとする者は皆な無頼の徒から出て、番割でなければ即ち羅漢脚^{*24}となるだけである。番割と番割とが出会ったならば、どうして争わずにいられようか。……台湾にもしこのような輩が無ければ、漢人と番はもともと互いに安んずるであろう。然ども台湾にこうした輩が全く無ければ、土地はどうして又た日々闢くことができようか。公平な気持ちで論ずるならば、功罪まさに相半ばといったところではなかろうか。

ここでは危険を冒して暴利を貪る「無頼の徒」＝番割——「無頼」という言葉は、番割の出身階層が、多くの場合、命をかけて成功のチャンスを求める下層民であったことを示唆する——が、生番による被害の原因となっていることを批判しながらも、一方で開発最前線において彼らの果たす役割に一定の評価を与えている点が興味深い。本来ならば番割を取締るべきであるが、彼らのもつ生番との関係に頼らざるを得ぬところが多いのだ、という地方志編纂者の認識を垣間見ることができよう。

かような事態は決して噶瑪蘭庁のみではなく、淡水庁内の生番との交界地帯にも見出すことができる。かつて戴炎輝氏が整理・分析し、滋賀秀三氏が研究した『淡新檔案』（台湾大学図書館蔵）^{*25}の中には、番割に関わる記載が見られる。次に紹介するのは道光4年（1824）6月13日に隘首廖科第が墾戸郭陳蘇（郭清）・陳中和・蘇正月ら^{*26}とともに淡水庁同知に提出した稟文である^{*27}。

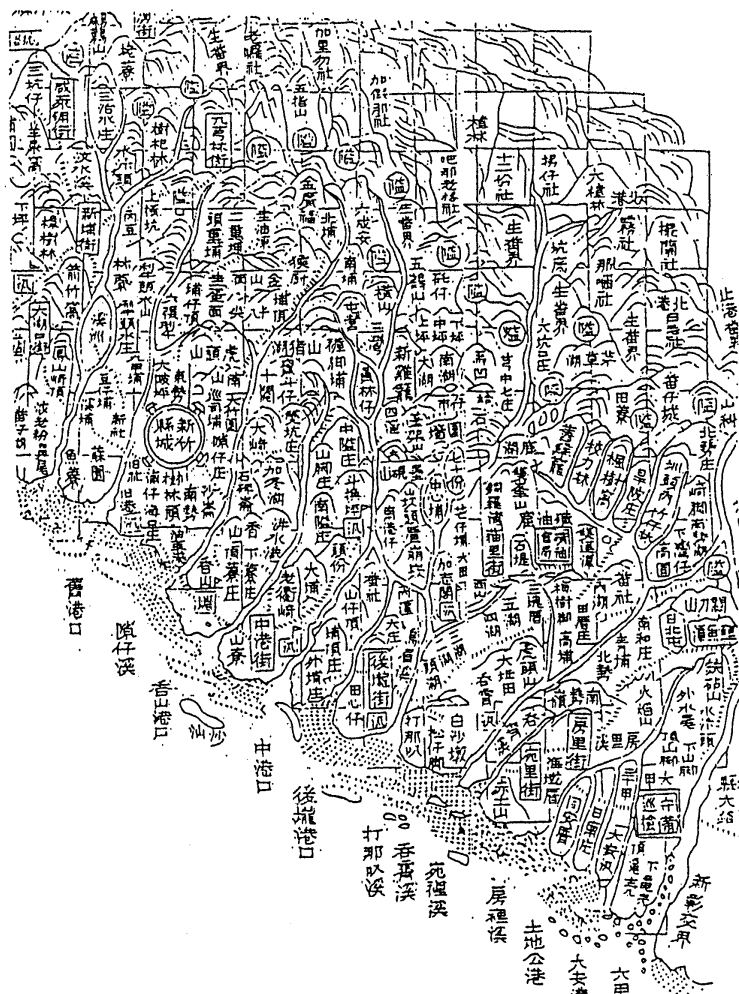
隘首廖科第は墾戸の郭陳蘇すなわち郭清^{かくほつ}、陳中和、蘇正月らとともに、立案の理由を述べて査察・審問いただきますようお願い申し上げます。わたしたち竹塹の南勢山・金山面一帯は土地が痩せていて細かく分散し、生番が出没する路が多く、しかも竹塹城に最も接近している所でも、これまで人々は坐してその害を受け、何か方策を構じて防御することがありませんでした。嘉慶19年（1814）、始めて鄭応春らの提案によって番割をやとい、内は生番と和し、外は開墾できるようにと、淡水庁同知薛志亮（嘉慶18～21年在任）に願い出ましたところ「准（受理）」^{*28}されましたが承認されず、長い年月を経ても果たされぬまま、生番の禍は頻りに発生いた

しました。

隘首廖科第らの文言によれば、嘉慶19年、鄭応春らは生番による被害への対応策として、番割に依頼して生番と和を結ぶことを淡水庁同知に提案し、安心して開墾を進められるよう請願している。噶瑪蘭庁であれ淡水庁であれ、開発最前線の在地社会の状況を記した史料中では、番割は生番との交渉に重要な役割を果たす者として登場している。かかる事実は望むと望まざるとにかかわらず、日常より生番と何らかの関係を有さざるを得ぬ在地社会において、番割が利用可能な一選択肢として認識されていたことを示す。つまり在地社会にとって番割が合法か非合法かは重要な問題ではなく、ともあれ生番との交渉能力をもった仲介者としての番割に頼らざるを得ない現実が横たわっていたといえよう。

最後に、番割が漢・番境界の最前線に在る防番施設＝「隘」で隘丁として充当されていた事例を見ておきたい。まず清末光緒年間の新竹県（光緒4年に淡水庁より析置）における隘の設置状況を、図2の夏献綸『台湾輿図』（光緒年間編）所載の「新竹県図」を用いて確認してみたい。夏献綸は同治12年（1873）に分巡台湾道となった人物である（転出時期は不明）。図を見ると隘の東側に「生番界」の文字や番社名が記されており、個々の隘を結ぶ線が漢・番の境界となっていたことがわかる。各隘には見張小屋兼宿泊施設の隘寮が建てられ、隘丁が防御にあたっていた^{*29}。

図2 「新竹県図」（夏献綸『台湾輿図』所載）



この隘丁について、同治12年12月初3日、淡水庁同知陳星聚（同治12年8月着任）が壘戸に示した「諭示」には、次のような興味深い記述が見える^{*30}。

照し得たるに、壘戸が隘丁を召募するのは、もともと隘口を守らせ生番を防御させるためである。思わぬことに、日久しくして弊害が生じ、竟に一種の無頼の徒が、生番の言語を習得し、生番の服飾を知り、遂に番割の名目を立てて、隘丁となろうとした。そして壘戸も亦た彼ら（番割）が生番の事に熟知しているので、軽率に彼らが隘丁となるのを聴^{ゆる}している。もし約束（規律）を厳しくすれば、或いは彼らが制約を守ることを望めるかもしれない。〔しかし〕もし（規律が緩んで）防守を疎かにすれば、かかる番割は本より皆な生番をよく知っているの、機に乗じて弊害を作し、大胆にも生番と私かに結託するようになる。そして民間の強盜等の案は次々と跡を絶たぬことになる。一たび〔官憲の〕検査・捕縛が厳しくなることを聞けば、〔犯人の〕多くは番割に賄賂を贈って、内山の生番の居住区域に逃げ込んでしまい、遂には差役にも捕縛する方法は無く、敢えて行方を尋ねようとしな。

淡水庁同知陳星聚は番割を隘丁に充てることの問題点を縷々述べている（引用は省略したが、最終的には壘戸に向かって番割を隘丁に充ててはならぬと命じている）。番割は漢人の「無頼の徒」で生番の言語に精通し生番の服装を身に付けている者として説明されているが、「遂に番割の名目を立て」という表現は興味深い。これは自ら「番割」と名乗ったことを意味する。すなわち番割は自称、しかも自己を積極的に表す名称として用いられていたと考えられるのである。史料が十分ではないため、断言は留保せねばならぬが、文脈からして、この時までには番割の名称は生番との密接な関係を強調するものとして広く認識されるに至っていた、との推測は可能なのではなかろうか。

この陳星聚の記述は番割を一方的に批判するものとなっているが、さきに検討した開発最前線の在地社会の場合と同じく、対生番関係において一定の評価を与える記載も存在する。道光27年（1847）に渡台し、その後分巡台湾道全^{とうぼくねん}卜年の幕友を務めた丁紹儀は『東瀛識略』巻4、屯隘の中で、以下のように語っている。

土人（台湾人）で素もと番と熟識している者や番社（生番の聚落）に婿入りしている者を番割と曰う。近年、隘首・隘丁は半ば皆な番割及び命知らずの匪徒がこれになっている、故に〔生番の交界の〕危険な場所に安心して居住し、落ち着いて過ごすことができ^{うれい}て虞が無い。これら若輩者の中にも、しばしば用うべき才能を持った者があり、今後^明瑪蘭庁の成立に倣って、番地を清朝の版図に組み入れようと欲するならば、こうした若輩を用いなければ漢人と番とをつなぐことはできぬであろう。

道光年間の台湾での見聞だろうか、丁紹儀は番割について簡単に紹介した後、①彼らが隘首・隘丁として最前線で防番にあたっていたこと、②開発最前線の在地社会では、対生番関係上、番割が極めて重要な役割を果たしていたこと、③今後の番地政策——将来的な版図への組み入れ——を順調に遂行していくためにも、生番とのパイプを有する番割を用うべきこと、つまり有事の際の防御というハード面のみならず、日常の安定した関係を構築するソフト面において番割を利用すべきこと、を指摘している。

以上、開発最前線の地域における番割に関する史料を検討してみると、生番との交易のほか、開墾等を進める上で必要な生番との日常的な交渉（安番）、隘における対生番防御（防番）といった

活動に従事しており、番割が負の側面ばかりでなく、在地社会における対生番関係において積極的な役割を演じていたことが浮かび上がってきた。これら諸活動はすべて彼らが生番との間に強いパイプを持っていたことに由来するものといえよう。

五 おわりに

冒頭で述べた如く、清代台湾の番割に関する史料は極めて限られている。しかし本稿では断片的ながら地方志・文集を中心に検討を加えることで、漢・番関係において番割が果たした役割の一部を明らかにできたと思う。管見のかぎりでは、雍正7年の赫碩色・夏之芳の記述が番割に関する最初のものである。ただし実際には、オランダ統治時代から既にかような役割を果たした漢人が存在したことも十分に推測できよう。しかし本稿で検討した如く、かかる番割に関する記載が雍正・乾隆期以降急速に増えていくことも重要な傾向であり、それが漢人・生番間の接触・交易の増加と密接に関連していたであろうことは想像に難くない。また、在地社会における番割の存在態様およびその評価は、従来の官憲側からの否定的な評価のみに収斂されず、開発最前線ではむしろその存在を前提に積極的な役割が期待されていた。私見では、こうした状況は清末から日本統治期にかけてますます顕著となっていく。別稿で詳察することにしよう。

参考文献一覧

- 伊能嘉矩1904：『台湾蕃政志』台湾総督府民政局殖産部
 同 1928：『台湾文化志』（上・中・下）刀江書院（1965年に刀江書院より、1994年に台北、南天書局より復刻）
 笠原政治1998：「台湾原住民——その過去と現在」日本順益台湾原住民研究会編『台湾原住民研究への招待』風響社、所収
 菊池秀明2003：「太平天国前夜の台湾における反乱と社会変容——道光十二年の張丙の乱と分類械闘を中心に」塚田誠之編『民族の移動と文化の動態』風響社、所収
 小林岳二1998：「台湾原住民の辮髪」『台湾原住民研究』3
 滋賀秀三1987④：「淡新檔案の初歩的知識——訴訟案件に現われる文書の類型——」島田正郎博士頌寿記念論集『東洋法史の探求』汲古書院、所収
 同 1987⑤：「清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所見——淡新檔案を史料として」『法制史研究』37
 戴炎輝1968：「清代台湾における訴訟手続について——淡新檔案を資料として——」『国家学会雑誌』81-3・4
 張士陽1998：「清代台湾における先住民の社会変容」神奈川大学中国語学科編『中国民衆史への視座——新シノロジー・歴史篇』東方書店、所収
 唐立（クリスチャン・ダニエルズ）2001：「第1部研究史 清朝時代まで」日本順益台湾原住民研究会編『台湾原住民研究概覧——日本からの視点——』風響社、所収
 中村 勝1999：「清朝期台湾における民蕃交易とその「公」事化政策——私的交換世界の「公」的社会化過程を中心に——」『市場史研究』19
 松澤員子1991：「日本領台以前の台湾における漢人と原住民族の交易についての一考察」『国立民族学博物館研究報告別冊 漢族と隣接諸族——民族のアイデンティティの諸動態——』14
 同 1998：「パイワン（排灣族）」日本順益台湾原住民研究会編『台湾原住民研究への招待』風響社、所収
 陳秋坤1994：『清代台湾土著地権——官僚・漢佃と岸裡社人的土地変遷1700-1895』台北、中央研究院近代史研究所
 陳運棟1987：「黃祈英事蹟探討」『台湾史研究暨史料發掘研討會論文集』中華民國台湾史蹟研究中心、所収
 戴炎輝1979：『清代台湾之鄉治』台北、聯經出版事業公司

- 柯 志明2001：『番頭家：清代台湾族群政治与熟番地権』台北，中央研究院社会学研究所
- 廖 風德1990：『清代之噶瑪蘭』台北，正中書局
- 林 偉盛1993：『羅漢脚——清代台湾社会与分類械闘』台北，自立晚報文化出版部
- 林 玉茹2000：『清代竹塹地区的在地商人及其活動網絡』台北，聯經出版事業公司
- 潘 英1996：『台湾平埔族史』台北，南天書局
- 施 添福1990：「清代台湾竹塹地区的土牛溝和区域發展」『台湾風物』40-4（後に張炎憲他編『台湾史論文集精選』上，1996，台北，玉山社，所収）
- 唐 立1997：「試論清代台湾生番之歸化与漢族拓墾：以乾隆至道光年間為中心」張炎憲主編，中央研究院中山人文社会科学研究所專書（40）『中国海洋發展史論文集』6，所収
- 王 世慶1994：『清代台湾社会經濟』台北，聯經出版事業公司
- 溫 振華1981：「清代台灣的企業精神」『（国立師範大学）歴史学報』9
- 尹 章義1989：『台湾開發史研究』台北，聯經出版事業公司

註

- *1 台湾原住民の祖先がはたしていつ頃、どのような経路で台湾に渡来したか、現在のところ研究者の間でも定説はない。また原住民とは複数民族の総称であり、そこに含まれる各民族の言語や文化は多様であるが、共通点も少なくない。彼らは言語面ではすべてオーストロネシア（南島、或いはマラヨ＝ポリネシア）語族に属し、文化面においては東南アジアの島嶼部やオセアニア地域の諸民族と密接な関係にあるという〔笠原1998〕。
- *2 熟番と生番とを区別する基準、また漢人に近いという具体的な要素、たとえば漢人式の姓名や辮髪などについて取り上げた研究としては潘1996：17-25，131-142，唐立1997，小林1998などがある。
- *3 漢人の番界を越えた進入・開墾を禁じた条例は雍正7年（1729）まで待たねばならない。『光緒会典事例』卷629，兵部，綠營处分例，海禁一に「雍正七年，議准。台湾南路・北路一带山口，生番・熟番分界勒石，界以外聽生番採捕。如民人越界墾地・搭寮・抽藤・釣鹿，及私挾貨物擅出界外者，失察之該管官降一級調用，該上司罰俸一年。若有賄縱情弊，該管官革職，計贓治罪。如三年之内，民番相安無事，該管官記錄一次。社甲・兵丁人等，該督撫酌加賞獎〔雍正7年，議准。台湾の南路・北路一带の山道の出入口に，生番と熟番との境界を分けて石碑を立て，境界の外側では生番の狩猟を許す。もし漢人（及び熟番？）が境界線を越えて土地の開墾・小屋掛け・藤取り・鹿狩りを行ったり，品物を隠し持って勝手に境界線を越えることがあれば，失察の地方官は職を一級下げ，上司は一年間の減俸処分とする。もし賄賂を受け取って見逃す不正行為があれば，地方官を免職とし，賄賂の額によって処罰する。もし三年間，漢人・熟番と生番との間が無事であれば，地方官は記録一次とする。社甲・兵士等には総督・巡撫から適宜報奨金を与える〕』と見えるのが初出である。ただしここには肝心の越境者の取締りや処罰に関する記載は全く見えぬから，他に何らかの規定が存在するのかもしれない。
- *4 清末の開山撫番政策については『光緒会典事例』卷776，刑部，兵律関津，私出外境及違禁下海に「光緒元年諭。沈葆 等奏，台湾後山亟須耕墾，請開旧禁一摺。福建台湾全島，自隸版圖以來，因後山各番社習俗異宜，曾禁內地民人渡台及私入番境，以杜滋生事端。現經沈葆 等將後山地面設法開闢，曠土亟須招墾，一切規制，自宜因時變通，所有從前不准內地民人渡台各例禁，著悉予開除。其販買鉄・竹兩項，並著一律弛禁，以廣招徠〔光緒元年（1875），皇帝は以下の上諭を下した。沈葆 等は台湾の後山を亟かに開拓すべきであるから旧來の進入禁止令を廃止するよう上奏した。福建省の台湾島は我が版圖に組み込まれて以來，後山にすむ各生番の風俗習俗は漢人と異なっているので，かつては中国内地の人々が台湾に渡り勝手に生番地に入るのを禁じていたのである。現在，沈葆 等が求めたように後山を開拓し，荒地を亟かに開墾するために，すべての規則・制度は自ずから状況に応じて変更すべきであり，渡台などの禁止令は悉く廃止とする。また鉄・竹の販売については一律に禁令を緩めて，広く人々を招来させよ〕』とあって，開山撫番の時期に至って，漢人の生番地への進入・開墾が許可されたことがわかる。
- *5 乾隆中期まで熟番を専門的に管轄する衙門は存在せず，各州県官に管轄させるにすぎなかった。しかし雍正年間以降，台湾中・北部の漢人による開墾が進み，熟番との間に土地などをめぐる交渉やトラブルが頻繁化してきたため，乾隆31年（1766），閩浙総督楊廷璋が広東省理番同知之制度に倣って台湾でも理番同知を設置するよう提案，実

- 施されるに至った。北路理番同知は彰化県城に駐蒞し（乾隆49年以降、彰化県の鹿港に移転）、淡水庁・彰化県・諸羅県の熟番を管轄した。一方、南路理番同知は台湾海防同知（衙門は府城内の西定坊に在る）によって兼任され、台湾・鳳山二県の熟番を管轄した。これら理番同知の重要な職掌としては、漢人による強引な熟番の土地の買い上げ・熟番女性との婚姻・番社への居座りなどの取締り、官吏等による不正な取立ての防止・摘発、及び生番に対する防御の監督などを挙げることができる。戴1979：363-365を参照。
- *6 以下、紙幅の制限から容易に閲覧できる史料については原文を省略する。
- *7 番餉については張1998：142-143、柯2001：114-117を参照。また番餉を納める帰化生番と熟番との区別であるが、形式上清朝に対して納税義務を負担している点では同じであるが、戸口冊提出の有無において異なっていた（熟番は提出するが、帰化生番は提出しない）。さらに清朝の法律の適用や中国文明の教化受容の度合い等の点においても異なっていたと考えられる。
- *8 管見のかぎり、社丁に関する研究は皆無である。さしあたり熟番・生番を問わず清朝に公認された交渉仲介者と理解しておく。漢・番関係を考察しようとすれば、社丁は重要な研究対象たりうる。ここに記して今後の課題としたい。
- *9 社丁と帰化生番との交易について史料を補っておく。^{てきこう}翟澍（彰化県県丞〔駐南投社、乾隆24年置〕、山東^{てきこう}淄川人、乾隆57～嘉慶9年在任）『台陽筆記』「生番帰化記」には「台属彰邑有帰化生番三十六社。隆冬則出，春夏則藏，畏時氣染痘症也。番界設社丁首一名，漢人給職而充其役。広其居以為番息く番界築舎数楹，生番出山，即居其地）。来則三五成群，……挾所獲，易布・絲・塩・鉄，名曰「換番」。習以為常，民番兩便，社丁亦与有利〔台湾府彰化県には帰化生番36社あって，冬に下山し，春夏に潜んでいる。これは天然痘を畏れるためである。番界には社丁首を設け，漢人に職記（官憲から支給される印鑑）を給して役に充てる。その宿所を広げて〔交易時には〕帰化生番を休ませたく境界に宿所数楹を築いて，帰化生番が山から出る時，そこに住む〕。〔山から出て〕来る時には，……獲物を携えてきて，布・絲〔色糸〕・塩・鉄と交換する，これを換番という。〔こうした交易に〕すっかり習れて，漢人・帰化生番ともに便利であり，社丁にとっても利益がある〕」とあって，社丁（首）が官憲から職記を与えられ公認された存在であったこと，帰化生番と漢人との間に在って交易を仲介し利益をあげていたことがわかる。
- *10 『宮中^{てきこう}雍正朝奏摺』第12輯，赫碩色・夏之芳「奏陳台湾地方事宜摺」，雍正7年3月16日
- *11 熟番は公文の配達，戦船修造のための木材の運搬，衙門の建設，牛車の徴発などの役に服していた〔伊能1904：73，張1998：143-144〕。
- *12 通事は官憲側より任命され職記を与えられた徴税請負人で，熟番にのみ設けられ，生番には設けられていなかった。従って，ここに見える「通事」とはおそらく熟番に設けられた通事が私かに生番の番社に出入りするようになったか，或いは通事と同様の役割を非合法に果たしていた者をさすのであろう。通事については尹1989：173-278を参照。
- *13 本稿では番割を漢人とする史料を検討していくが，実際には漢人に限定されぬ多様性を有していた。このことについては別稿で論ずる。菊池2003を参照。
- *14 漢人と熟番・生番との間の交易品目については松澤1991を参照。
- *15 道光六年の番割黄斗乃の事件については別稿を準備中。さしあたり陳運棟1987，菊池2003を参照。
- *16 福建布政使高山「台郡民番現在応行應禁事宜」（乾隆9年12月18日）。この奏疏は『清奏疏選彙』に「陳台湾事宜疏」として収録されているが，中国第一歴史档案馆蔵，軍機処奏摺録副の原本とは若干の異同があるため，ここでは柯志明氏の原本を転用した。
- 一，民墾番地之宜永行禁止也。（省略）一，番民地界之宜照旧画清也。（省略）一，熟番社日之宜設立土司也。（省略）
- 一，生番隘口之宜稽查出入也。……毋許漢奸將違禁貨物潛入内山，私向生番貿易。亦毋許生番擅行出隘，為崇逞兇。倘有違犯，即行嚴拿。
- 一，民番貿易之宜酌定時日也。查生番僻處深巒，需用貨物盡資漢民，由來已久。以該番所有之鹿皮・藤木，盡資換易塩・布・茶・煙等項，勢難禁止。但一歲之中，若不定以時日，則出入往來，竟無常度，既難免漢奸之煽惑欺瞞，亦易啓兇番之爭奪滋釁。臣請嗣後，每年一次，俟十月秋收以後，該地方官予期知照土司，在於熟番適中之地選一集場，酌定月日，飭知番民・通事人等，各携貨物，至期到地公平議價，彼此交易。並酌委員弁会同土司，攜帶社日・兵役人等在场監督防閑，總不得過十日之期，各歸地界，毋任托足潛蹤，則居民・番衆以有易無，各稱便利矣

*17『高宗實錄』卷251，乾隆10年10月29日

*18 台灣故宮博物院藏，道光朝軍機處月摺¹⁸奏摺錄副，No49259附件1，嘉慶19年，糜奇瑜「勸民示稿」

謹將嘉慶十九年六月刊發勸民示稿八條抄錄恭呈御覽，為申戒四民，各正心術，共敦古處事。……一，勿剝削番業以安番黎也。台地本屬番業，自歸版圖之後，始分界址，例禁漢奸不得潛入番社，任意盤剝。今訪有一種通曉番語之人，名為番割，慣入番社，或借給銀錢，重利盤剝，凡牛・羊・稻穀，盡為折變。或藉名番佃，侵田園，甚至勾結通土，私相授受，以致番業日形短少，社番日見困窮。不得已赴地方官控訴，則又賄賂胥役，掩案沈冤。

*19 番割と通事・土目が結託して授受しあった対象は何か。先行研究によれば，土目・通事が管理した土地に「公口社地」があった。公口社地とは，土目が番社の男女に分配した「私口田業」と異なり，番餉や番社の事務費用，地方文武衙門の胥吏対策費の財源として，漢人の小作人に開墾を行わせたものである。引用史料中における授受の主な対象はこの公口社地ではなかったか。陳秋坤1994：69-114，張1998：146-148を参照。

*20 熟番が納税・土地売買・交易関係等を通じて漢人の貨幣経済に巻き込まれていったことについては，陳秋坤1994，松澤1991を参照。

*21 註（12）を参照。

*22 註（5）を参照。生番は清朝の統治下に無かったから，当然に紛争解決を官に訴え出ることにはなかった。

*23 隘寮とは清代中期以降，防番施設「隘」に建てられた見張小屋兼宿泊施設，隘丁とは雇われて隘寮で防番にあたった者をさす。戴1979：543-561，王1994：373-415を参照。

*24 羅漢脚とは雇われて分類械闘に参加する者をさす。林偉盛1993を参照。

*25 戴1968，滋賀1987④・1987⑤を参照。

*26 隘首とは，墾戸等の推薦，それを受けた官憲側によって任命された者で，生番との交界地帯に在って，隘丁を率いて生番を防御したほか，漢人による越界私墾・私採などの取締りに従事した。一方，墾戸とは官憲側に開墾を申請し許可された者で，隘首とともに上記の業務を行う義務があった。詳細は戴1979：101-108を参照。

*27 台灣大学図書館蔵『淡新檔案』行政門，撫墾類，隘務款，案碼17301-1，道光4年6月13日

具稟。隘首廖科第全墾戸郭陳蘇即郭清・陳中和・蘇正月等，為声叙立案緣由，呈懇查察訊結事。切竹塹南勢山金山面一帶，其地磽瘠星零，生番出沒多徑，乃塹城最切近之所，前人坐受其害，莫能設法防禦。嘉慶十九年，始擬鄭應春等議買番割，內和生番，外得開墾，懇請薛憲准而未覆，經年不舉，番患者仍頻。

*28 淡新檔案に見える「准」については滋賀1987④：263-264を参照。

*29 註（23）（26）を参照。

*30『淡新檔案』（三）第一編行政，第二類民政類，第三款聯庄，案碼12301-3

照得墾戸召募隘丁，原以守隘口・防生番也，不意日久弊生，竟有一種無賴之徒，習學生番言語，能知生番服飾，遂立番割名目，謀充隘丁。而各墾戸亦以其熟悉生番情形，冒昧聽其充當。如果約束嚴密，或可望其蹈矩循規。倘若防範疏虞，則此種番割，本皆認識生番，於是乘機作弊，胆與生番私通。而民間被搶・被□之案，層見疊出。一聞查拏嚴緊，多半賄囑番割，逃入內山生番地界，遂使差役無從盤獲，不敢過問。